

地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第23号

地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例

(瀬戸市分担金その他の収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市分担金その他の収入金の督促及び滞納処分に関する条例(昭和27年瀬戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他市の収入金(以下「収入金」という。)の督促及び滞納処分に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(督促)</p>	
<p>第2条 <u>収入金を納期限内に完納しない者があるときは、納期限経過後20日以内に督促状を発する。</u></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(延滞金)</p>	<p>(督促)</p> <p>第1条 <u>分担金・使用料・加入金・手数料及び過料その他市の収入金(以下「収入金」という。)を納期限内に完納しない者があるときは、納期限経過後20日以内に督促状を発する。</u></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>第2条 <u>削除</u></p> <p>(延滞金)</p>
<p>第3条 第1条の規定によって督促状を発した場</p>	<p>第3条 第1条の規定によって督促状を発した場</p>

<p>合において、収入金額が100円以上であるときは、納期限の翌日から収入金完納の日までの期間の日数に応じ、当該金額につき年<u>14.6</u>パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。<u>ただし</u>、延滞金額が10円未満であるとき又はその金額に10円未満の端数がある場合は、この限りではない。</p> <p>2 <省略></p>	<p>合において、収入金額が100円以上であるときは、納期限の翌日から収入金完納の日までの期間の日数に応じ、当該金額につき年<u>10.95</u>パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。<u>但し</u>、延滞金額が10円未満であるとき又はその金額に10円未満の端数がある場合は、この限りではない。</p> <p>2 <省略></p>
--	--

（瀬戸市介護保険条例の一部改正）

第2条 瀬戸市介護保険条例（平成12年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第9条に規定する延滞金の年<u>14.6</u>パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年<u>14.6</u>パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第9条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の1月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（瀬戸市国民健康保険条例の一部改正）

第3条 瀬戸市国民健康保険条例（昭和36年瀬戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第5条 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年<u>14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第5条 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（<u>各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p> <p><u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</u></p>

第6条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における第9条の規定の適用については、同条中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」とする。

（瀬戸市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第4条 瀬戸市後期高齢者医療に関する条例（平成20年瀬戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年<u>14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、<u>年14.6パーセントの割合</u>にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割</p>	<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、<u>当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u>とする。</p>

<p>合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	
--	--

（瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正）

第5条 瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和57年瀬戸市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（賦課対象区域の決定等）</p> <p>第4条 市長は、負担金を賦課しようとするときは、当該年度の初日において、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを告示しなければならない。</p> <p>2 <省略></p> <p>（負担金の減免）</p> <p>第10条 市長は、次に掲げる土地に対しては、負担金を減免することができる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 地方公共団体において、その企業の用に供し、又は供することが決定されている土地</p> <p>(4)及び(5) <省略></p> <p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>2 当分の間、第12条に規定する延滞金の年1</p>	<p>（賦課対象区域の決定等）</p> <p>第4条 市長は、負担金を賦課しようとするときは、当該年度の初日（この日が日曜日となるときは、その翌日とする。）において、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを告示しなければならない。</p> <p>2 <省略></p> <p>（負担金の減免）</p> <p>第10条 市長は、次に掲げる土地に対しては、負担金を減免することができる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <u>国又は</u>地方公共団体において、その企業の用に供し、又は供することが決定されている土地</p> <p>(4)及び(5) <省略></p> <p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>2 当分の間、第12条に規定する延滞金の年7.</p>

4. 5パーセントの割合及び年7. 25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7. 25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14. 5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7. 25パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7. 25パーセントの割合を超える場合には、年7. 25パーセントの割合）とする。

25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7. 25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0. 1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（延滞金の割合の特例）

2 第1条の規定による改正後の瀬戸市分担金その他の収入金の督促及び滞納処分に関する条例第3条第1項の規定は、当分の間、延滞金の年14. 6パーセントの割合及び年7. 3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14. 6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準

割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

（経過措置）

- 3 第 1 条の規定による改正後の瀬戸市分担金その他の収入金の督促及び滞納処分に関する条例第 3 条第 1 項の規定、第 2 条の規定による改正後の瀬戸市介護保険条例附則第 6 条の規定、第 3 条の規定による改正後の瀬戸市国民健康保険条例附則第 5 条の規定、第 4 条の規定による改正後の瀬戸市後期高齢者医療に関する条例附則第 3 条の規定及び第 5 条の規定による改正後の瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例附則第 2 項の規定並びに前項の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。